（第二版）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十四年十月二十八日（土曜日）　臺灣日日新報　第一万四千二百三十一號　（一）

來月チタに開く
滿蒙國境劃定委員會
日滿側委員決定

【新京二十六日發同盟】ノモンハン附近紛爭地區における國境劃定委員會は九月十五日の停戰協定成立後現地における優勢兵力の集團の引揚と共に原則的にモスクワにおいて數次に亘り豫備交渉を行つた結果、愈十二月下旬チタにおいて日滿、ソ側各代表委員の間で開催することとなつた、同委員會では停戰協定において劃定された紛爭地域の國境劃定方法を決定すると共に現地國境其他の方法に依り具體的國境劃定が行はれる筈であるが、更にこの外蒙側代表の招聘者及び九月末以來の捕虜重に逃亡者の取扱方法等も決定される豫定である、然してチタ會議の前後に於ては必ずしも樂觀を許さざるものあり、愛方に相當紛糾な論議が交されるものと見られ、また歐洲戰爭の發展如何に依つては、ソ聯側の態度にも若干變更あるべきを想像され、會議の成否如何は滿ソ國境今後の動向を決定すべき鍵として眼る重視されてゐる

ルーマニアは悲觀
ソ聯の侵略に孤立無援

【ブカレスト二十五日發同盟】ソ聯ブイランド會談の終了を俟つてルーマニアに侵略の魔手を伸ばすとの情報は滅次眞實性を帶びて來たがルーマニア政府筋でも既にその警告をしてゐるもの如く有力なる消息筋では廿五日午前の閣議に於ける對ソ聯ブイランド會談の經過並將來の對ソ聯ブイランド會談開催の手を收め、ルーマニアに對して侵略の手を伸して來るであらうかを協議したが、ルーマニアがソ聯のベッサラビア地方返還要求を拒否するであらう事は始んど不可能であらう、從つてルーマニアが孤立無援の狀態に陷ることは絶對に避けねばならぬとの意見が多數を占めたと傳へられてゐる

日滿側委員決定

【新京二十六日發同盟】チタにおける國境劃定委員會の日滿側委員は日本側入佐田ハルビン總領事、滿洲國側眞山外務局政務局長と決定した、同顧問は前國會せて十二名である

米がソ聯に要求
フリント號を還せと

【ワシントン二十五日發同盟】米船シテー・オブ・フリント號のソ聯港現航事件はやや全米の注視を集中してゐるが、ハル國務長官は二十六日米國政府はフリント號を同船乘組員の手に返還するやう

新政權樹立を支援
幾多英靈に手向けん
支那派遣軍報道部長の談

【新京二十七日發同盟】武漢攻略一周年記念日に際し、武漢攻略戰に參加した支那派遣軍報道部長は大要左の如き談話を發表した

武漢攻略一周年記念日に當り、感慨無量なるものがある、こゝに至るまでには實に多くの將兵の尊き犧牲があつたのである、これ等の英靈に對しては唯一つより報ひる道はない、即ち我々にはその國家再建の使命が十分に出來てゐるのである

軍票一元化
實質上解決す

【上海二十六日發同盟】中支における日銀券の流通を禁止しこれを一元的に軍票に統一せんとの一作は既に參加し最近では日銀券と軍票との假價が殆ど一致するに至つたので二十五日正金、三井、三菱、住友、朝鮮、台湾等の各銀行代表者會議の結果特別の事情ある場合を除き二十六日より軍票を以て一切の預金引出しを認めることとなつた、これにより軍票の實質上の一元化は實現されたわけである

中川吉造氏に對し
錦鷄間祇候被仰付

【東京廿六日發同盟】長き辺りでは多年內務省にあつて土木事業に多大の貢獻をなし昭和二年內務次官に就任した中川吉造氏に對し、同氏が多年土木事業に盡瘁した功績を認められ二十六日錦鷄間祇候を仰付けられた

山本人事課長上京

綜管部次事課長山本眞平氏は來る廿五日午前十時半上野發の特急「つばめ」で上京、廿六日午前九時半東京着、直ちに陸軍省に出頭、人事課長に就任、廿七日午後一時半東京發の特急「つばめ」で歸任の豫定

獨逸よ本格的に
對英佛軍事動員

【ベルリン二十六日發同盟】二十四日夜ダンチヒに於けるリッベントロップ外相の演說はドイツ政府が正式に和平の旗を擧げて來たことを明言したものであるが、この一二、三日來ウィルヘルム街の總統官邸を繞る一般、政、軍首腦の動きは極めて活潑となり、ゲーリング空相をはじめ佛蘭西の陸軍の出入が旅に動員を命ぜられる、閣下するにヒトラー總統は從來外交に依りドイツの平和的大勢を有利に導かんとの努力を續けて來たが今や再び戰爭に訴へざるを得ざるに至つたことは遺憾に堪へない、佛國のこの態度は全く部解に苦しむ所であつてこれは日本を援助するに等しいものである、支那が佛國に求めてゐることは物質的援助ではなく唯佛印ルート下に於ける支那向け輸送路を開通して呉れることである、日本が新進出を企圖してゐることは明かであるが支那重慶當局も日下大規模な反撃作戰の準備を整へてゐる

今度發表された臨時の「國防上緊急ニ必要ナル物資ノ統制ニ關スル件」は、物資の生産、配給、消費、貯藏、移動、輸出入、價格等に關し廣汎な統制を行ひ得る權限を政府に與へるもので、これに基いて

歡喜と感激溢るる 武漢三鎭の一帶 けふ攻略の一周年記念

【漢口二十七日發同盟】江を圧の雨に洗はれた中山公園で嚴かり山を挙げての盛儀が執行はれ日本の如く、武漢三鎭を陷して丁度一周年に當る二十七日は月曜祭が営まれ在留民は勿論支那人約一千が參列し白雲臺日本民團長が主となり花輪奉献、陸軍省大部隊長、海軍高田中佐等の勇ましき祭があつて同十時三十分散會した、全市民も武漢攻略の午後五時三十分サイレンを合圖に嚴肅な默禱を捧げて暫時ながら一日を終つたが喜びを挙へ初れぬ市民は自動車行進、空中へ、ジンバルに乘じ日章旗と五色旗の翻まるところ歡聲に應える歡呼が四所に擧げられた

抗日の首領に退去命令

泰國で華僑の不良分子彈壓

【バンコック二十六日發同盟】タイ國において抗日運動の中心人物中南銀行總理手塚省三氏は初め在留民團長手塚省三氏は初め在留民團長から慫慂されて一時バンコックを引揚げ、十月初旬再び歸任したが、其の後同地に於ける抗日分子の大檢擧があり、十月中旬には抗日領袖の殺害事件に引續き再び大檢擧が行はれて居り此の間タイ國の警察當局は大檢擧を敢行すると共に抗日分子の本邦人に對する暴行を嚴重取締る方針を示してゐる

上海郵政管理局の支那人配達夫罷業

【上海二十七日發同盟】上海郵政管理局の支那人從業員二千名は物價騰貴に依る物質生活の窮迫を訴へ增俸を要求して罷業を斷行してゐたが、廿六日遂に局内の一部を占據して籠城、當局は同夜よりストライキに加入つた局長チニアレン氏フランス人以下首腦は月末迄に全部解雇する旨を通告するに至つた、之に對し職員側は十月一日より全面的罷業に入る旨を通告するに至つた、因みに同局は目下郵便物の激増に伴ひ增員を必要としてゐる折柄、今回の罷業は一層事態を重大化するものと見られてゐる

納稅成績良好

【新竹電話】州下における本年度前期分第二種所得稅、家屋稅その他の諸稅成績は調定額七十二万九千一百四十二圓に對し納入濟五十六万分台北廳第一位で第二位は同夜よりストライキに加入つた局長チニアレン氏フランス人以下首腦は月末迄に全部解雇する旨を通告するに至つた、因みに同局は目下郵便物の激増に伴ひ增員を必要としてゐる折柄、今回の罷業は一層事態を重大化するものと見られてゐる

太鼓の音も勇しく 臺灣神社祭典の幕開く

府展けふ招待日

小林總督熱心に鑑賞

【パンコック二十六日發同盟】タイ國において抗日運動の中心人物中南銀行總理手塚省三氏は初め在留民團長から慫慂されて一時バンコックを引揚げ、十月初旬再び歸任したが、其の後同地に於ける抗日分子の大檢擧があり、十月中旬には抗日領袖の殺害事件に引續き再び大檢擧が行はれて居り此の間タイ國の警察當局は大檢擧を敢行すると共に抗日分子の本邦人に對する暴行を嚴重取締る方針を示してゐる

英雲、無言の凱旋

あす午後臺北驛着列車で

【新竹電話】英雲氏の遺骨は廿七日午前十時より市役所市葬公會堂に於て市葬執行、午後一時より五十六分台北驛着列車で無言の凱旋をすることに決つた

佛領記事の傳達式

台北市京町二ノ八中元郡男役場長に

時局・南支展

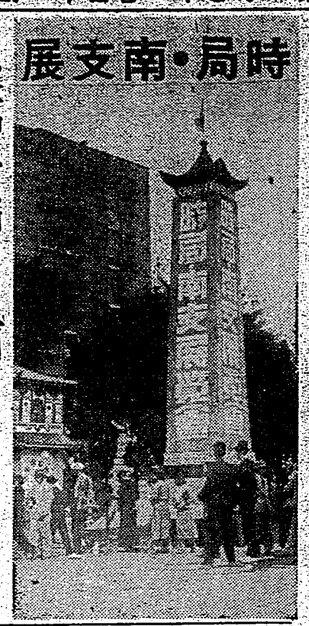

空中演習を前に 人氣呼ぶ防空の部 防空知識涵養に好適

霧雨に陷つて廻に敗れ……秋の晨の空にモンモン性の天気續くところ、大氣澄み大地に潤く會場大會に際かに開催致度くも一週間目を迎へた二十七日は午前九時の開場から滿塲の足とり軽やかに二階大會場に詰めかけた

◇——◇

午前十一時過ぎころからぼつぼつ來る二十九日に於ける空中演習を目後に控へて我が〇〇部隊の圖の荒勢が會場の進かと空に於て壯絶なる演習部隊にいても圖二號第三會場「防空の部」は上野の一番人氣

◇——◇

者一同は四階を圧る荒勢壁の壁祭たるエンジンの響音を耳にし停ら各出口附に殺到する後に緊心に見入つてゐる

◇——◇

「防空を主として用防なし、空に備へよ、防空は國民の義務！」

臺北州國民體育大會

準備總督を決める

來る十一月四日台北市大グラウンドに於て催行される第一回台北州國民體育大會（男女青年團）の競技會は各種競技會の準備を除く外左の通り競技を行ふ

一、第一回臺北州國民體育大會は關係的訓練地に區役所の一區とし

二、競技の審査は各競技會毎に別表により採點の上最高點を獲得した部丁團を優勝團とす

四、審査の結果優勝した部丁團に各競技を優勝した其の者に表彰す

五、審査員の審査成績發表は別表第二、二表による（別紙略）

六、二部制度は各競技會別表第一表の通り

松隈柱月八、六四五番年の時間、國語習及の第一部に立ち「竹山女子青年團員歌」ありがたう御座ん日の丸旗會八七・二〇國民歌謡一、我われが空二、空の歌、獨逸國歌幸次郎間ヲOB五唱歌、陸軍歌部八七・四〇〇國語口攻略一年後の武漢八八・〇〇講演、東京就演攻略一周年を迎へて…海軍少將元陸英次郎、漢口攻略戦の回顧…陸軍歩兵少佐池田勝八八・三〇防空演本（防空八八・四〇講話）第五人（同）外二名

定期航空

八月發定期航空便は十月分は十月中旬十五分發北發は二十日は前十時四十五分發北發は二十日は前十時四十五分發北發は二十日は前十時四

誰にも出來る防空壕

（上）

南支派遣軍　森田久

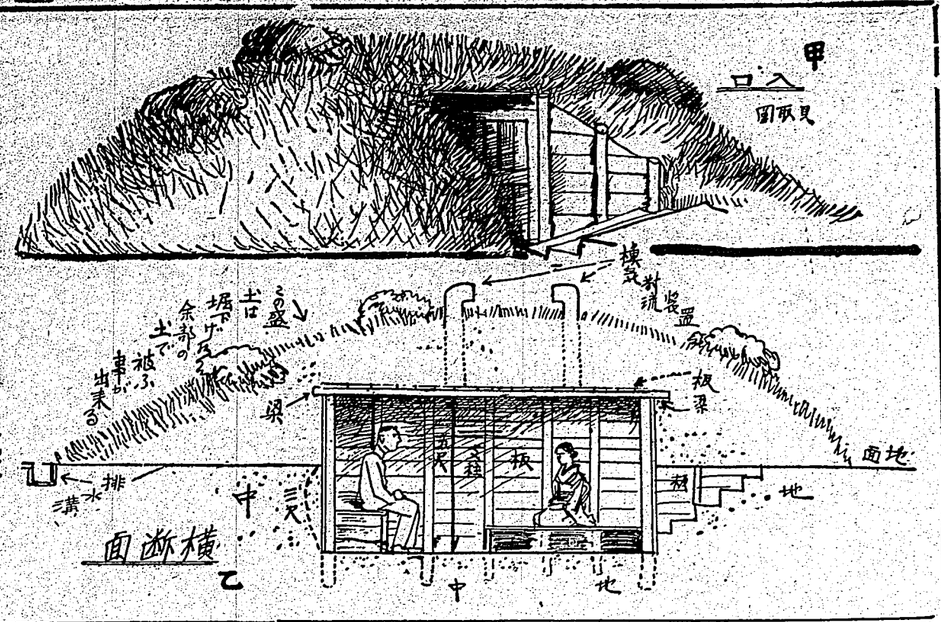

現世の世界人類生活の上に戰爭が止むを得ない不可避のものなら我々はその生活の樣式の上に今後は新しなければならない。第一に防空の問題も改む所がなければならない。これは單に防空の問題へ止まらない。いや强化ばかりではない。燒夷彈による不安を一掃するために不燃構造を持つてしなければならない。しかしながら、この防空は攻撃問題の如きものならざるを得ないのである。今次歐洲の戰爭あたりの最新の例の如く見て今後は、歐洲諸國の如き市街地の多い地である。勿論最新の戰爭には、敵なる民家には一つの爆彈も落ちてはゐないが、軍需品には、落ちた爆彈をしてゐる。大爆彈に限らず、又さらに同じ場所にあの爆彈その他の破片、飛散物が多いものぶから、防空壕は堅にそれ等が落ちてくれる。

防空壕こそ、一番簡易で經濟的である點に私はその價値を知るのである。

之なら經濟的に作製出來、又技術的に容易に大した骨かしいものではないのである。一町内とか、公園とかに作る大仕掛のものから、家族的な家庭的なものに至るまで、之は市民の手で家族の手で出來得るのである。

ことに之等の作製法を青年團の人々に知つておいて頂けば、町内とか又個人の空地とかにそれ等の青年が指導者となつて、やつて呉れば、すぐ各地方なんかには、一家一團の防空壕は立所に出來得るものと思へる。ここに公園や、空地物なき空地には、作つておくことも宜しい、不用な場所が完全に利用出來る防空壕は、一朝事ある時にも役立ち、又平時、物置として一種の倉庫として經濟的にも價値利用價値出來、即ち一擧兩得となるのである。ことに台北は盆地の濕氣を受けた苦い經驗のある土地柄である。

私はここに誰にも出來る、眞に簡易の通りの容易な作り方を書いて見よう。

◇

三四人の家族で收容する防空壕は、最少一坪でも十分なのである。今此所に書くのも總て、つまり從三疊の極めて小さなのである。まづ空地に線を引き、それを深さ三尺に掘り下げるのである。掘下げられたその土は二分、他から土を運ばなくとも、それが被覆土に間に合ふのである。

地の如く掘られたら次に東口三寸の杉でも松でもよいがなるべくなら松の方がよい松なら、脂が多いから腐ることが少い、高價ではあるが尚よきものは檜である。

次に梁は地中に一尺程打込むやうにして、この支柱が一尺五寸毎になる樣にならべて、松板幅五寸以上のもの、長さ二間以上のものを釘づけにするのである。釘は二寸釘がよい。之は丁度コンクリ工事の時の型枠の樣にされないのである。そしてこの圍壁をこれで圍む樣な寸法に作るのである。

勿論出入口の所はそれだけ（二尺五寸）をあけた寸法になる。之が出來たら支柱の土中に埋る一尺の穴を堀つてそれに埋め込んでよく土を締めかためておく。之で四方が出來たから、この上に、丸太の梁をかけるのである。梁は二尺五寸間にかけて行くそして支柱の丸太に五寸釘やカスガイでしつかとつとめる。この丸太は末口四寸のもので長さ七尺のものを用すればよい、この上に松の板網巾はなるべく厚いものを釘づけにして行くのである。之等の板網も荒木板のままでよい、之が天井になり又土受けにもなる。この木工作業が終つたら、內部をクレオソート油で塗り土に接する部分をコールターを塗布して防腐と白蟻の豫防方法を講ずれば完全なものである。

【次回の掩蔽壕のこと】

利用出來るセロファン紙

近頃お菓子の他の包みにセロファン紙が盛んに使はれてゐますが、これを利用すると却々役立つものです。

障子の硝子代りに、全部紙障子で外が見えないよう場合、硝子を入れるのを止めて、セロファンを貼れば採光も立ちます。これは勿論しまりますので、普通の障子紙より少々ゆるく貼ると、自然に張り切つてきます。

破のない間目のセロファンを適當に切つて、一番上の方の桟に水で濕して貼つけるのです。

一度に貼めこんでみますと、硝子代りになり、糊が汚れません。

食料品や雜貨を包んであるセロファン紙は、どんな小さいのでも取つておくと頗利です。硝子にひびが入つたときや、硝子の破れ目などに貼ると、破れが目立たなくてよろしいのです。

セロファン紙で野菜を包んでおきますと、乾燥しなくて重寶です。肉類を包んでおくと、腐りつかなくてよろしうございます。

雜誌紹介

▲貴族（六月下旬號）　作家はどうも書くべきか（六月下旬號）　生きる力としての文學（四月號）　文學と私（川崎長太郎）　朝鮮の民藝（吉岡省吾）　及び六月の全國雜誌新聞を網羅（〇二〇東京市小石川區林町四一　國策社出版部）

!かいよばれすうどは 病淋 ぬら治もてしうど 症急・症慢

熱電スピード療法

★「五百圓も千圓も金を掛けているが未だに淋病が根治らない」と、淋しく諦めている人が多いが、尿道の表面だけでなく細かく分れた內側管の中に巢喰つている淋病菌に、內服藥や、注射、洗滌等の尿道の表面だけしか作用しない、ス通り同樣の藥物療法で、淋病が根治出來ると思つてゐるのがそも〳〵間違つて居る。

★淋病を根本的に治療するには「淋菌を一匹殘らず死滅させ、絕對再發の憂ひがない」と專門大家が科學的に立證して居る電熱療法による他はないのである。

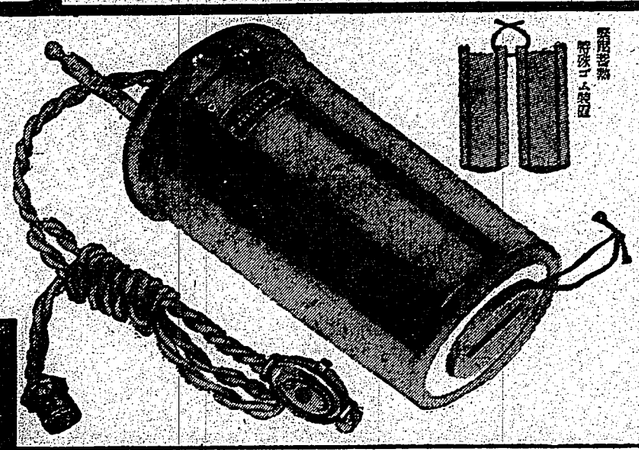

電熱療法とは?

★淋菌は四十二度の熱で完全に死滅すると云ふ點のウイン大學教授ワグナー氏の發見以來、淋菌性疾患の治療法として歐米諸國で廣く採用されてゐるが、有效確實である點が明かであり乍ら、餘りな不便や困難が伴ふため廣く實施されぬのを遺憾とし、多年研究の結果遂に完成されたのがこの「ナイト電熱治淋器」で、本器によれば、從來の淋疾は勿論、十年、二十年と云ふやうな慢性の難治淋病も數時間の間に確實に治療させ得るのである

★お家庭の電燈線から自由に引いて使へます。

★誰にも知られず秘密で治療出來ます。

★一日の費用は僅か二錢の電力代ですみます。

今まで、多くの費用を、勞や、苦痛に、堪へ忍んで、醫院に通つてゐた方、又は、通つてゐる方、又は、通はうと思つてゐる方、淋病に惱む方は、是非本器の適否を御使用の上、一日も早く御全快の喜びを滿喫下さい。

內藏發振裝置 新案特許 ナイト電熱治淋器 附屬品使用說明付

定價 金拾五圓 荷造送料 內地二十二錢・臺北六十二錢・海外一圓十錢代引ニ〇錢增

說明書無代送呈

發賣元 株式會社 森田製作所 東京市日本橋區本石四ノ十 電話 茅場町 四八一八

營業所 東京市日本橋區本石町二ノ七九番

今國有名賣店 百貨店に有り 其一品切の節は直接本舖へ御註文下さい

シビヴラク

ホルモン配合

…に粧化早

用作の粉白とムーリク
！粉白利便るせ備兼を

CB7

博士創製の毛生え藥

毛生え藥 メイラン

發賣元 東京藥院

感冒・頭痛に トラシン

主治効能 感冒・頭痛・リウマチ・神經痛・筋肉痛・腰痛・歯痛・月經痛・打撲傷・捻挫・腫脹

服用法 一回二十五錢・五十錢

全國有名藥店にあり

MA—58

トッケスビ・クルミのんやち赤

森永ナンナ

何故マンナは色が白いか？三つの理由

1 ミルクビスケットだから
離乳期のお子樣には直く食べられて全部が榮養になる

2 低溫て燒いてあるから
榮養が濕度で破壞されやすにそのまま保たれて居ります

3 糖分が適量だから
澁山召上つても決してお腹をこわす事はありません

森永製菓株式會社

一枚の榮養價 十カロリー
パンケーキ入 十枚 五十錢

食が身につく

美食したつて榮養になるとは限らない。簡素な食物でも、食べる時の工夫一つで結構身を肥やす。それには、食事のまへに蜂ブドー酒を一二杯飲む事。さうすれば食慾が引出されてどんな品も旨く食べられ、消化も促されるから、食物と蜂ブドー酒との榮養がピッタリ身につく

食慾を進め榮養を增す 滋養飲料

蜂ブドー酒

東京大阪 近藤商事株式會社

情熱の飛沫

(144)

高見順作
田代光畫

卓上の花 (二)

「すると、どういうことになるのかね」

「合同という訳かね」

「ミューズ・レコードは今やはかなくも消えてなくなる訳かね？」

「ひゃア、――というは一大事」

「ひでんことに成つたもの哉」

「われわれは一蓮托生」

「――旦那、他の部へ配置換する者、他の部屋へ配置して行く者、やがて、あたらしい他の部屋がもう入つて来る。土足のへの字がつくからニュースが入つたさうだ」

「旦那の部屋に闖入するらしい」

「――やつぱり、かういうことだつたんだね」

「つまらないことに驚心するな」

「――部長はどこへ行つてんだら」

「可らせてやりたいが……」

「今までさんざ乗り込んだスターの顔ぶれがなくなつて、ミューズだけにしてごらんなさい。なるほど静な殿堂ではないね。スターが傳統的に持つてる雰囲気といふものがあるからね」

「でも、さうなると、スターは二流の位置に落されるかも知れないね。今までのごとくにスターとして待遇されるかどうか……」

「それにしても、會社が解散すれば、みなが水ア空したところへ、新しく、さうしたつても、社員の整理はきつとある」

「ミューズからいろいろ乗り込んでくるか」

「また新しい顔ぶれがくらんだやうな殿だつた。

「――やつぱり歴史」

川柳眼に映つた時局・南支展

(一)

次塚越正光
句　客濱川柳社同人

臺灣軍報道部の「時局・南支展」から本社主催の「時局・南支展」の開催が決定の十月二十一日まで、僅か十日間の短期間ではあるが、その間に約一萬人の觀覽者を數へ、盛況裡に終了したことは、主催者側の喜びは勿論、出品者側にとつても、この上もない喜びであつた。

この展覽會は、南支那の自然、風俗、人情、産業、交通、文化、軍事、政治、經濟、宗教、教育、衛生、娯樂、建設、宣傳、防空、防諜、國際關係、南支那と臺灣との關係、南支那と日本との關係、南支那と日本人との關係、南支那と日本人との關係、南支那と日本人

臺灣日日新報
本日夕刊共十二頁
昭和十四年十月二十八日（土曜日）
昭和十一年五月九日第三種郵便物認可
臺灣日日新報社
臺北市榮町三丁目七番地
電話代表五八〇一番
社長 佐々木 真
人行政後援會
所行政
定價紙本一部六錢・一ヶ月金四圓・三ヶ月金十一圓五十錢・半年金廿一圓・一年金四十圓（日本國內及外地各郵送料不要）
廣告料 特別一行十五字 普通一行十字 題字一回五圓 連續一回一割引 連續一〇回以上二割引
報告書 一回用五八〇二番 一ヶ月用五八〇三番 一ヶ月用五八〇四番
電話 編輯 代表五八〇一番 庶務會計 五八〇二番 印刷 五八〇三番

重慶政權と國共分裂

社說

和平か抗戰か 其岐路に立つ

一

和平か、抗戰か。この最後の關門を後せねばならぬ政治的關頭に今や斷然石は投込まれるに至つたこれが關鍵を握る所の本質的な性格から起る相剋矛盾に由るものであるが、國際關係の變動と共に、國內政治の動向も亦重大なる轉機に際會しつゝあるものと見なければならぬ。

二

抗戰の段階に於て、國共兩黨に依る民族統一戰線が出來たことは、我國內政治の上に一大進展を與へたものであつて、國共兩黨の對立が、國內政治の動向を決定する重要な因子であつたことは、今更言ふまでもない。從つて抗戰の段階に於ける國內政治の動向は、國共兩黨の關係如何に依つて決定されるといつても過言ではない。

三

國民參政會の一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、最も良好な狀態にあつたと言ふことが出來る。從つて國民參政會の運營も、國共兩黨の協調を基礎として行はれ、國民參政會の決議も、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來る。

四

國民參政會の第二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

五

國民參政會の第三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

六

國民參政會の第四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

七

國民參政會の第五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

八

國民參政會の第六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

九

國民參政會の第七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

十

國民參政會の第八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

十一

國民參政會の第九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

十二

國民參政會の第十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

十三

國民參政會の第十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

十四

國民參政會の第十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

十五

國民參政會の第十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

十六

國民參政會の第十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

十七

國民參政會の第十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

十八

國民參政會の第十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

十九

國民參政會の第十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

二十

國民參政會の第十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

二十一

國民參政會の第十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

二十二

國民參政會の第二十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

二十三

國民參政會の第二十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

二十四

國民參政會の第二十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

二十五

國民參政會の第二十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

二十六

國民參政會の第二十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

二十七

國民參政會の第二十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

二十八

國民參政會の第二十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

二十九

國民參政會の第二十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

三十

國民參政會の第二十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

三十一

國民參政會の第二十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

三十二

國民參政會の第三十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

三十三

國民參政會の第三十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

三十四

國民參政會の第三十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

三十五

國民參政會の第三十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

三十六

國民參政會の第三十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

三十七

國民參政會の第三十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

三十八

國民參政會の第三十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

三十九

國民參政會の第三十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

四十

國民參政會の第三十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

四十一

國民參政會の第三十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

四十二

國民參政會の第四十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

四十三

國民參政會の第四十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

四十四

國民參政會の第四十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

四十五

國民參政會の第四十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

四十六

國民參政會の第四十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

四十七

國民參政會の第四十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

四十八

國民參政會の第四十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

四十九

國民參政會の第四十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

五十

國民參政會の第四十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

五十一

國民參政會の第四十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

五十二

國民參政會の第五十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

五十三

國民參政會の第五十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

五十四

國民參政會の第五十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

五十五

國民參政會の第五十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

五十六

國民參政會の第五十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

五十七

國民參政會の第五十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

五十八

國民參政會の第五十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

五十九

國民參政會の第五十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

六十

國民參政會の第五十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

六十一

國民參政會の第五十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

六十二

國民參政會の第六十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

六十三

國民參政會の第六十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

六十四

國民參政會の第六十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

六十五

國民參政會の第六十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

六十六

國民參政會の第六十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

六十七

國民參政會の第六十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

六十八

國民參政會の第六十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

六十九

國民參政會の第六十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

七十

國民參政會の第六十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

七十一

國民參政會の第六十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

七十二

國民參政會の第七十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

七十三

國民參政會の第七十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

七十四

國民參政會の第七十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

七十五

國民參政會の第七十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

七十六

國民參政會の第七十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

七十七

國民參政會の第七十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

七十八

國民參政會の第七十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

七十九

國民參政會の第七十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

八十

國民參政會の第七十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

八十一

國民參政會の第七十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

八十二

國民參政會の第八十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

八十三

國民參政會の第八十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

八十四

國民參政會の第八十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

八十五

國民參政會の第八十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

八十六

國民參政會の第八十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

八十七

國民參政會の第八十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

八十八

國民參政會の第八十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

八十九

國民參政會の第八十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

九十

國民參政會の第八十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

九十一

國民參政會の第八十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

九十二

國民參政會の第九十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

九十三

國民參政會の第九十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

九十四

國民參政會の第九十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

九十五

國民參政會の第九十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

九十六

國民參政會の第九十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

九十七

國民參政會の第九十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

九十八

國民參政會の第九十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

九十九

國民參政會の第九十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百

國民參政會の第九十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百一

國民參政會の第九十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百二

國民參政會の第百次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百三

國民參政會の第百一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百四

國民參政會の第百二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百五

國民參政會の第百三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百六

國民參政會の第百四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百七

國民參政會の第百五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百八

國民參政會の第百六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百九

國民參政會の第百七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百十

國民參政會の第百八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百十一

國民參政會の第百九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百十二

國民參政會の第百十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百十三

國民參政會の第百十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百十四

國民參政會の第百十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百十五

國民參政會の第百十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百十六

國民參政會の第百十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百十七

國民參政會の第百十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百十八

國民參政會の第百十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百十九

國民參政會の第百十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百二十

國民參政會の第百十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百二十一

國民參政會の第百十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百二十二

國民參政會の第百二十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百二十三

國民參政會の第百二十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百二十四

國民參政會の第百二十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百二十五

國民參政會の第百二十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百二十六

國民參政會の第百二十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百二十七

國民參政會の第百二十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百二十八

國民參政會の第百二十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百二十九

國民參政會の第百二十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百三十

國民參政會の第百二十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百三十一

國民參政會の第百二十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百三十二

國民參政會の第百三十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百三十三

國民參政會の第百三十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百三十四

國民參政會の第百三十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百三十五

國民參政會の第百三十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百三十六

國民參政會の第百三十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百三十七

國民參政會の第百三十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百三十八

國民參政會の第百三十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百三十九

國民參政會の第百三十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百四十

國民參政會の第百三十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百四十一

國民參政會の第百三十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百四十二

國民參政會の第百四十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百四十三

國民參政會の第百四十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百四十四

國民參政會の第百四十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百四十五

國民參政會の第百四十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百四十六

國民參政會の第百四十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百四十七

國民參政會の第百四十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百四十八

國民參政會の第百四十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百四十九

國民參政會の第百四十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百五十

國民參政會の第百四十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百五十一

國民參政會の第百四十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百五十二

國民參政會の第百五十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百五十三

國民參政會の第百五十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百五十四

國民參政會の第百五十二次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百五十五

國民參政會の第百五十三次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百五十六

國民參政會の第百五十四次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百五十七

國民參政會の第百五十五次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百五十八

國民參政會の第百五十六次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百五十九

國民參政會の第百五十七次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百六十

國民參政會の第百五十八次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百六十一

國民參政會の第百五十九次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百六十二

國民參政會の第百六十次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百六十三

國民參政會の第百六十一次第會が行はれた時、國共兩黨の關係は、既に相當の動搖を來してゐたことは、國民參政會の運營に於ても、國共兩黨の協調を基礎として行はれたと言ふことが出來ない。

百六十四

國民參政會の第百六十二次第會が行はれた時、

價格等統制令解說

總督府田端殖産局長談

價格等統制令、地代家賃統制令及賃金臨時措置令は二十七日より本島にも實施され、同日施行期日は二十七日付総督府令を以て公布即日施行されたが、その及ぼすところは一般物價、地代、賃金、運賃、保險料、加工賃等の各般に亘り、二八の額を超えることを停止するもので、次いで適正價格等の設定を行ひ、統制を一層強化することとなつて居り、右當局の解説を二つに分類整理發表した

價格等統制令

一、價格等（價格、賃率、保險料、運賃、賃貸料、加工賃）の停止

（1）十月二十七日現に存する契約の價格（令第一條第一項）

（2）十月二十七日現に存する契約の價格（令第一條第一項）

（3）國内農業者等の最近の價格が價格等を定め附則を設けたるとき（令第二條第一項）

（4）前記第十一條に規定せる由令に依り指定せられたるもの（令第八條）

（5）行政官廳の許可を得たるもの（令第七條）

二、本令を適用せざる價格等は

（1）四フロウタルの第二號との間に於ける物品の價格及賃貸（令第十二條第二號）

（2）前記第十五條の價格（令第十二條第三號）

（3）權利又は自己のなせる役務に關する契約は除く（令第十二條）

三、價格等に關する從前の慣例（1）物品販賣價格取締規則第二條の規定に依る指定を受けたる物品の販賣價格（2）前記一項令に依る販賣價格取締規則第一條の規定に依る指定期日に於ける販賣價格は本令の指定期日に於ける價格とみなされる

四、本令及本令に基づく命令の適用を受ける個人又は法人（令第七條）

五、本令及本令に基づく命令の適用を受ける個人又は法人の權利又は義務の承繼（令第八條、規則第三條）

六、本令の有效期間は昭和十五年十月十九日迄であるが（令第十一條）本令は此の間に於て現代及賃貸の適正價格を會議に定むる者である

賃金臨時措置令

一、本令は賃金（賃金、給料、手當、賃與、賃貸料其の他）の停止を目的とするものであるが假賃金の會議に關しても規定してゐる

二、適用範圍（令第一條、規則第一條）

3 土木建築業
4 交通運輸業
5 鑛業
6 醫業業
7 商業（倉庫、飲食店業を除く）

三、賃金の停止（令第四條、第九條）

九月十八日の指定期日に於ける賃金の公定

四、昇給（令第十一條、規則第九條）

常時五人以上の勞務者を雇傭する雇傭主が個々の勞務者に付基本給、賃金率等を變更して增給せんとする場合（本令施行期日に於て指定期日の基本給、賃金率等を變更して相給したる賃金を起算する場合を含む）は地方長官の許可を受くることを要す

五、賃與（令第十八條）

二月を超える期間に支給する賃與に付ては前年の支給實績に對し明らかに增額せざる場合は本令に依る許可を要せず

六、賃金の公定

雇傭主が個々の勞務者に付基本給、賃金率等を變更せんとする場合（本令施行期日に於て指定期日の基本給、賃金率等を變更して相給したる賃金を起算する場合を含む）は地方長官の許可を受くることを要す

七、賃金の公定

雇傭主が個々の勞務者に付基本給、賃金率等を變更せんとする場合（本令施行期日に於て指定期日の基本給、賃金率等を變更して相給したる賃金を起算する場合を含む）は地方長官の許可を受くることを要す

八、除外例

（1）指定期日に於ける基本給及賃金率には規則第四條に列記する事由に該當する場合には地方長官の許可を受けて基本給、賃金率、昇給內規を定め指定することを要す

（2）前項の許可を受けて基本給、賃金率、昇給內規を定めた場合は其の內規に依つて雇傭することを要す

三、右に述べたることは假令文は賃金（給料、手當、賃與、賃貸料其の他の名稱を問はず）に關する契約の效力を妨げるものではない（令第六條）

四、賃金支拂令の適用を受ける場合は賃金支拂令（令第八條、規則第三條）に依つても同樣である

五、本令及本令に基づく命令の適用を受ける場合は賃金支拂令（令第八條、規則第三條）に依つても同樣である

六、本令の有效期間は昭和十五年十月十九日迄であるが（令第十一條）本令は此の間に於て現代及賃貸の適正價格を會議に定むる者である

會社職員給與の臨時措置令概要

總督府では二十七日附を以て會社職員給與臨時措置令を公布したが、同令は昨年十月十八日國家總動員第十一條に基く國家總動員勅令として發布された會社及各種團體職員の給與に關する臨時措置令を基礎とし、これに本島の實情を參酌して制定したもので、その內容は左の如くである

一、本令の趣旨

本令は國家總動員法第十一條の規定に基く會社職員の給與に關する臨時措置令の實施に關し必要な事項を定めたものであつて、それは去る九月十九日の閣議に於て決定した國家總動員實施計畫綱領に基く國家總動員勅令として發布されたものである

二、本令の適用範圍

本令の適用を受ける會社は公稱資本金二十萬圓以上の會社及各種團體で資本金、公稱額、個人企業の區別を問はず總ての會社及各種團體職員の給與、賞與、退職手當、給料、手當、賃與、賃貸料、加工賃等の他名稱の如何を問はず會社の業務に從事する者（會社の役員を含む）に對して支給する給與、賞與、退職手當

家庭醫學

學生や會社員に多い
胃腸性神經衰弱
秋は治療の絶好季節

ドイツの有名なベルク博士が、獨逸大學に來た頃には、我國には神經衰弱と名づくべき病氣は殆どなかつたといふ、尤もこの頃から十年足らずの間に、この病氣は恐ろしい勢ひで擴がり、今日では大都會に住む大部分の人々が、程度の差こそあれ、大抵この病氣に罹つてゐるといつて差支へない程である。

一口に神經衰弱と言つても、その原因はいろ〳〵ありますが、比較的多いのは、學生やサラリーマンに見受ける胃腸性の神經衰弱です。

この病氣の人が床へ這ひ出る主な症狀といひますと、朝起の惡しさが先づ第一に擧げられます、朝食がまづく、午前はなんとなく氣分が重苦しく、夕方になるに從ひ却つてついくら睡眠をとつても、そのつかれが取れず、昨日の疲勞が今日に殘つてゐるといつた有樣です。

人の體の頭に近い方から、順次に倒れて來、醫師にかゝつても仲々治癒されず、晩方近くになつてやつとほんとうの眠りに入る、このために、頭痛、全身の倦怠感、肩のこり、腕力減退、便秘など、いろ〳〵の不快な症狀を來し、事毎に氣分にとらはれるのです。

胃腸の弛緩が原因

原因となつて居りますので、學生やサラリーマンに多いといふのも、學業や勤務に熱心なあまり、朝床、朝食、出勤といふ日課を亂雜にするために、胃は常に消化運動を續けさせられ、遂にその運動が弛緩となつて、食物や胃の中に停滯し勝ちになり、夜中でも眠氣ざめの方へとられるために、醫師が屢しく悩まされるのです。

こんな狀態で朝起きた時には、また前日の食物の大部分が胃の中に殘つてゐるため、朝食がまづく感ずるのです。

秋は治療の絶好季節

肥ゆる秋といはれるこの頃は、一年中で最も食慾をそゝり、おうした病氣を治すには一番適した季節ですから、この際醫師に治療しておく必要があります。

自然の活性を

先づ生活樣式を改めるやうにし、腹部のマッサージ等を試みて、胃腸の消化運動を促進させるといつた方法ですが、更に最近、一般醫師間に廣く實用されてゐる有名な「鹽素わかもと」を服用すると、著しい效果があります。

この藥は、ヘーフエといふ醫用酵母、アスペルギルス・オリーゼその他特殊生物體の

自然の活性を

利用して製られた微生物藥で、その中心となつてゐる細胞活作用は、胃腸の働縮運動機能、腸管壁の緊張性の鎭靜に對して、その機能を旺盛にし、食物の消化吸收をたすける效果が著しく顯著ですから、食慾が增進し、榮養も改善されて全身の抵抗力が旺盛になります。

なほこの他、直接胃腸粘膜の榮養となり、機能を强めるビタミンB、D等も含まれてゐますから、これらの成分が緩慢な胃腸の働きを次第に除かれ、その結果、胃腸の働きも次第に除かれ、その結果、胃腸の働きも次第に除かれ、その結果、胃腸の働きも

空に殘れる (150)

尾崎士郎作
高木清畫

終章

那須夫人の心づくしの晩餐たつた。四い大きな支那卓を囲んで貴作のロスアンゼルスでの生活をめぐる話が弾んでいた。

貴作はふと、ロスアンゼルスの小さい支那料理屋の朱塗りの扉子に残れた伊保子の手紙を読んだ晩のことを思い出したのである。彼は伊保子の手紙からにじみ出てくる人間の誠実さに心うたれて晩餐も手紙を書きながら思ひながらも、つひに伊保子には勿論、那須にもそれについては語りたかつた、思ひ悩まつた孤独の心を開くことを拒けたのであつた。

それからは、那須の厚意ひがけない暗雲によつて破られ、人間の誠実と友情とに囲まれて暮らなく晩餐出来る自分になつたことを思ふと、ただもう運命の不可抗的な作用に驚くばかりだつた。

しかし、自分の明日からの運命がどう展開するか、——それは天よりほかに知るものはないのだ。

貴さんの扉をつつくと、奥さんは「だつて寝り前ですものねえ」さういつて、真紅になつて顔を覆つた伊保子の方に微笑を投つたのである。

「女の心はなでなければわからないものよ」

「さうか、これは一本参つたな」那須は笑ひながらそわそわと晩餐木箱に包んだ短刀を持つて戻つてきた。

「——武雄に一服の短刀だ。腰にやらう。しかしこれは敵を殺すためではない。万一の時にはこれで腹を切つて、那須見らしく自決するのだ」

貴作がきつと眉を上げると、那須夫人が解々しさうな顔で、「何ですわねえ、敵様の寝ない。これで百人斬りでもしろと仰つて下さればいいのに」

「馬鹿、兵隊には兵隊の武器があるから、そいつで三人も五人も殺せばいいのだ。この短刀は、女房に出てみると、思ひがけないやうな高価だつた。

醸いつもの大袈裟な身振りで貴作の手を握つてから、那須に向ひ、

「先生、明日の朝は大時に羽田で落ち合ふことにしませんか。何しろ午後の飛行機ですからねえ」

「ほう、偉いがけの見送りかれ。そいつはうれも」

那須が一人加つて、話はいよいよ弾んで更けた。

醸が一人加つて、話はいよいよ弾んで更けた。

ほとんど眠る時間もなかつた。四時半に目覚時計で飛び起きた。

那須に別れて羽田に着いたのは、那須にしつとりとうるほひ、眠もとどめないやうな清々しさだつた。

格納庫から引出された翼間行きの旅客機は、もうエンジンの点検も済み、機長と那須の中にかがやかせてゐた。

正六時、出発命令を合図にプロペラの轟音があたりに反響すると那須はすするとと滑走をはじめ、やがてふはりと大空に浮き上つたゆるゆると上昇に移る貴作。

次の新小説

激流

久生十蘭作
伊勢良夫畫

愈明日の紙上より連載致します。御愛読を願ひます。

信作は、ふと横に坐つてゐる伊保子の顔を見た。すると伊保子は初めてにこやかに微笑をもらした。

「嬉しい、伊保さんが笑つた」

子供の喜びさきの表情で那須が

男の心を守る問題だからと」

食事が済んでからも、みんな醸接室に集つて、酌の順は遂になかつた。

十一時を過ぎた頃、けたたましく銃声の呼鈴が鳴つた。伊保子が

批評と紹介

◆**日本の橋**（保田與重郎著）本書は著者の文名を一躍高からしめた評論「日本の橋を破壊し押しつぶしてゐる。「誰々論」「誰々論」「日本の橋に生を賭けた他、特に「この破壊には河原源太」「木曾冠者」の二篇を加へてゐる。とかく日本の評論には雑漠なものが多いが、この作者のものには日本の古いその香高い文章からは「弱」をさへ吸ひとることが出来て、まことに嬉しい味みである。かかるエッセーこそは謂はるものの心を限りなく深く味はひ、且つ感銘するものとして、責任を以て推薦したい。装幀もある装幀家極方志功氏、印刷、紙質も申分ない。四六判上製二九〇頁・七五銭（冨山房）

◆**ルナアルを語る**（岡部隆著）ジュウル・ルナアルに関する著者一流の随想を收めたもので、「にんじん」の作者ルナアルの日記七巻に記してある著者の観察をもとに、ルナアルの「日記を読みながらの感想、映画と劇について述べたり、あの気むつかしい「博物誌」に関して筆を走らせたり

聖戰下のお祭り

太皷の音もとう〳〵と宵祭り

神輿を迎へて大賑ひ

【臺南電話】昨日は臺南神社秋季大祭は好天氣に惠まれたお祭日和の二十七日午前八時より花火を合圖に各町及び社一團の渡りもあり人出實に數萬人内地人參拜者多數あり

【臺中電話】臺中市は二十七日午後二時より宵祭りに入り各町内の山車は提灯を飾りつけ太鼓を打ち鳴らし賑ひを呈した

【臺中電話】臺中市の秋季大祭は二十七日午前八時より花火を合圖に各町及び社一團の渡りもあり人出實に數萬人内地人參拜者多數あり

【臺南電話】臺南神社秋季大祭は好天氣に惠まれたお祭日和の

健康が肌美しく實を結ぶ秋！

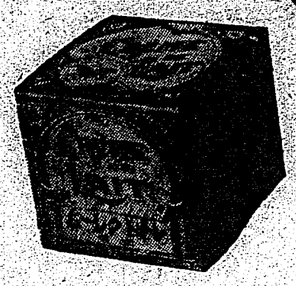

レートクレーム

素晴らしい美肌作用のあるレートクレームをお肌に與へてこそ、野で鍛へ、由で練つた健康が肌美しく輝くのです。美と健康とを融和させる吾等のレートクレーム！

お洗顔後に・お入浴後に
白粉下に・ヒゲ剃り後に

東京 平尾賛平商店

急・慢性淋疾に

内服 による淋疾の治療は、最新化學療法の進歩により遂に一大變革を來した。即ちスルホンアミド(**ルジール**)の出現である。本劑は從來治療長期に亘れる患者の苦惱を救ふため、臨床醫家多年の宿願とせられたる短期療法の目的を達成し、此處に名實ともに淋疾の內服療法劑を完成したものである。本劑の應用は短時日にして分泌物並に菌を減少、消失せしめ、尿を清澄化し、速かに自覺的苦痛を緩解せしむ。尙從來の色素劑と異り非色素性なる故、尿・粘膜及び皮膚を著色せざるを特長とす。

短期

本劑の主効分は
純國産のスルホンアミド(日本藥局方スルファミン)にして淋菌性諸疾患のみならず、葡萄狀・連鎖狀球菌性諸疾患即ち敗血症、産褥熱、中耳炎、疔、癤等の化學療法劑として賞用せらる。

適應症

急性・慢性淋疾
淋疾性諸疾患
副睾丸炎・攝護腺炎・膀胱炎等
丹毒、創傷感染
産褥熱、敗血症
中耳炎、疔、癤等

【用量】一回二錠(〇・二五瓦)一日四回內服す。
【價格】二〇錠(一圓二〇)一〇〇錠(四圓八五)

—淋疾內服治療劑—

ルジール

製造發賣元 武田長兵衛商店 大阪市東區道修町
關東代理店 東京市本郷 小西新兵衛商店

39(13734)

胃腸強生 酵母劑の上を行く ミクローゼ

整腸する限に死滅し易い普ほと異り●ミクローゼの主成分である日本固有のビルッは●生存力が極めて強く●服用後●胃腸內でどんどん增殖し●强力な消化酵素を產生する特徴を有して居ります。——故に●効果は特續的●且つ强力であります。何よりの證據は●食慾が增し●快い便通が得られることです。
郵券十錢で●五日分六十錠の試用藥を送呈す

星チエーンストア支部
臺北市大稻埕二ノ七
星製藥配給所
電話七參七番

東京●五反田 星製藥株式會社

ニカヒナコナフロルヒナルカロナコ レカヒナルガコナヒカレ

—眼科專門—
醫學博士 河本軍次郎氏
醫學博士 小玉龍藏氏 推
醫學博士 吉田義治氏
醫學博士 山中崔之氏 奬
醫學博士 壹田正達氏 一

大鵬目藥

誰でも毎日目を傷めてゐます

これは事實です 目は外部的刺戟(機械・藥品等)や體の內部的關係、手節的影響により 毎日或程度目を傷めてゐるのです 從つて日常手當をする必要があります——が、特に

毎朝點眼は頗る効果的で

之は單に目の疲勞や不潔を回復淨化するだけでなく 更に强化し美化する——大いなる効果を 大學目藥は發揮します

一瓶三役

(1)眼病を治す
一日三回の點眼で、强力な殺菌・防腐・收斂作用により速かに眼病を治します

(2)目を强く美しくする
毎朝一回點眼すれば目の不潔・疲勞・充血が去り目性が强くなり、澄んだ美しい目となります

(3)紫外線の害を防ぐ
(ウルビオン[特許]配合)
此配劑は大學獨特、太陽の直射に或は强烈な光線下の作業に用ふれば、紫外線による眼禍を防止します

種類	定價
トラホーム 結膜炎	ケースなし 二十錢
慢性結膜炎 中瓶	三十錢
萬能眼藥 小瓶	二十錢
萬能眼藥 徳用	五十錢
やに目・ちら目 小兒用	二十錢
人參 ケース付	三十錢
はやり目・なみだ目・たゞれ目 一瓶入	二十錢
一瓶入(ケース付)	五十錢
かすみ目・ものもらひ目・變形眼 徳用(倍大)	一圓
大洗眼藥	二十錢
疲れ目・ねむり目・はやり目・ものもらひ目	十錢
疲れ目・ものもらひ目	二十錢

大阪北區 參天堂株式會社

航空術の世界制覇へ
高速風洞やその他の施設

【東京二十七日發本社特電】航空日本の一大飛躍となる中央航空研究所の各種施設を擴充する案實會は二十六日午前東京會館で開催、和田陸軍航空本部研究部長以下七名の委員が出席、航空技術の世界制覇を目指すことゝなつた、先づ一、研究機關一、試驗機關一、中堅飛行學校一、地方飛行學校一、民間飛行の四部門の擴充を決議し實行に移すことゝなつた、而して研究航空機のアウトラインは左の如く簡單なものである

一、研究機關は現在の立川陸軍航空技術研究所（陸軍飛行學校を含む）百八十九萬坪といふ廣大な敷地に（東京附近）新に四萬坪を買收し、一萬二千米高空の風洞實驗所、一萬米高空の發動機試驗所、一萬米高空の飛行實驗所、一萬米高空の寒冷實驗所、一萬米高空の電氣實驗所、一萬米高空の燃料實驗所、一萬米高空の材料實驗所、一萬米高空の計器實驗所、一萬米高空の無線實驗所、一萬米高空の兵器實驗所、一萬米高空の寫眞實驗所、一萬米高空の生物實驗所、一萬米高空の航空醫學實驗所、一萬米高空の航空心理實驗所、一萬米高空の航空衛生實驗所、一萬米高空の航空氣象實驗所、一萬米高空の航空通信實驗所、一萬米高空の航空電波實驗所、一萬米高空の航空計測實驗所、一萬米高空の航空材料實驗所、一萬米高空の航空燃料實驗所、一萬米高空の航空潤滑油實驗所、一萬米高空の航空機體實驗所、一萬米高空の航空發動機實驗所、一萬米高空の航空プロペラ實驗所、一萬米高空の航空兵器實驗所、一萬米高空の航空寫眞實驗所、一萬米高空の航空

嘉農、嘉中勝残る
南部中等野球第一日

第一試合嘉中対台北一中

第二試合嘉農対台北工業

第三試合嘉義中対台北商業

第四試合嘉義農林対台北二中

第五試合台北高商対台北高校

第六試合台北高校対台北一中

第七試合嘉義中対嘉義農林

第八試合嘉農対台北工業

第九試合台北商業対台北二中

第十試合台北高商対台北高校

市内軟式野球
あすA組一次戦

台北軟式野球秋季大会A組の第一次戦は左記組合せに依り二十九日午前九時より古亭町台銀球場にて挙行の筈

午前九時　嘉義農林対台北工業

午前十一時　嘉義中対台北二中

午後一時　嘉中対嘉義農林

午後三時　嘉農対北一

臺中秋競馬
第一日成績

【台中電話】台中秋競馬第一日目二十七日は午前十時から新競馬場にて挙行されたが当日秋晴の絶好天候とて場内は朝来より人出夥しく午前九時頃より場外馬場は勿論場内も立錐の余地なき迄の大盛況を呈し午前十時頃より第一競走を開始し午後四時半迄に十一競走を了したが其の成績左の如し

一等　一番　福壽丸　一六〇〇米　一分五七秒四

二等　十番　ヒカリ　一六〇〇米　一分五七秒四

三等　二番　ミスマル　一六〇〇米　一分五七秒四

配當金　単勝式　一〇四〇〇

複勝式　五四九〇　三四九〇　四四〇

一番　福壽丸　一六〇〇米　一分五七秒一

二番　ヒカリ　一六〇〇米　一分五七秒四

三番　ミスマル　一六〇〇米　一分五七秒四

四番　ホームラン　一六〇〇米　一分五六秒一

五番　アイコク　一六〇〇米　一分五六秒一

六番　フクカゼ　一六〇〇米　一分五七秒八

七番　フタバ　一六〇〇米　一分五七秒八

八番　タンコウ　一六〇〇米　一分五七秒八

九番　九四〇

配當金　単勝式　一〇四〇〇　複勝式　五四九〇　三四九〇

一番　福壽丸　一六〇〇米　一分五七秒四